

災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅
に対し、ブルーシートの支給等について、
自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書

氷見市長 林 正之様

被害を受けた住宅の住所	
連絡先 (電話番号)	(自宅・携帯・会社)
御名前	

1 被災日時 令和 年 月 日

2 被害を受けた場所 (※該当する箇所に○をつけてください。(複数回答可))

屋根 ・ 外壁 ・ 建具 (窓、玄関、サッシ)

上記以外 (具体的に記載)

3 緊急の修理に関する希望 (※以下のいずれかの□にチェックをしてください。)

<input type="checkbox"/> ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の提供を希望します。 ・ブルーシート (#3000) (最大3枚) ・ビニールロープ (マイカ線) 300M~500M (最大1巻) ・土のう (UV ブラック土嚢) (最大50枚まで) ・防水テープ (20M×100mm) (最大3巻) ※資材の提供を受けた場合には、様式第2号の受領書を提出願います。
<input type="checkbox"/> 修理業者にブルーシートの展張を希望します。 施工業者は自治体で指定しますが、希望する業者がある場合は施工業者名、電話番号を記入願います。 また、希望する業者の場合には、施工業者が作成した見積書を持参願います。 (施工業者名・連絡先 :)

自治体記入欄	受付欄

様式第1号の2

被害状況報告書

被害を受けた 住宅の住所	
御名前	

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

工 事 完 了 報 告 書

氷見市長 林 正之様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり緊急の修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

施工写真（施工前、施工後）

様式第5号の2

緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから
施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明
が必要になります。）

施工前	施工後

施工前	施工後

施工前	施工後

※ 施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度
の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。
なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等
の理由は証明とは見なさないのので、留意すること。